

(第4号様式)

19町議第69号の2
2019年5月20日

公文書非公開決定通知書

町田市政を考える会・

草の根 小林美知 様

町田市議会議長 若林 章喜 印



2019年5月9日に請求されました公文書の公開につきましては、次のとおり公開しないことと決定しましたので、町田市情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定により、通知します。

請求の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input checked="" type="checkbox"/> すべて <input type="checkbox"/> 閲覧後必要部分のみ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
公文書の件名	2018年度（平成30年度）政務活動費の各会派ごとの收支報告書と、支出した個人名を含めた一切の会計帳簿と領収書等の証憑書類。
公開しない理由	町田市情報公開条例第5条第1項第3号に該当 町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第8条により、市長に報告するまでの間は事務整理期間であり、市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における意思決定が未了の事項に関する情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるため。
公開できるようになる時	<input checked="" type="checkbox"/> 決算認定日以降に再度請求してください。 <input type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市議会に対して審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（訴訟において町田市を代表する者は、町田市議会議長となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴え提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え提起することができなくなります。）。

事務担当

総務部市政情報課（議会事務局）